



水道料金の減免制度

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、次の要件について確認できるもの（受給者証等）をご用意のうえ、水道課窓口までお越しください。

①基本要件（すべてに該当）

- ・住民税（町道民税）が非課税の世帯であること。
- ・水道の用途区分が「一般用」であること。
- ・減免申請者が水道の使用名義人であること。
- ・生活保護法による生活扶助を受給していないこと。

②世帯要件（いずれかに該当）

- ・高齢者世帯：満70歳以上のひとり暮らし世帯、または満70歳以上の方のみの世帯
- ・ひとり親等世帯：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- ・身体障がい者世帯：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯
（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く。）
- ・特殊事情世帯：その他災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

○通常料金と減免後の料金の比較（税抜額）

	基本料金（7 m ³ まで）	超過料金（1 m ³ につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15 m³の場合の請求額

- ・通常 { 1,826円 + (15 m³ - 7 m³) × 270円 } × 1.1 ⇒ 4,384円
- ・減免後 { 1,588円 + (15 m³ - 7 m³) × 235円 } × 1.1 ⇒ 3,814円

※4,384円（通常） - 3,814円（減免後） = 570円の軽減



○水道料金のお支払いは便利な口座振替がお勧めです！！

水道料金のお支払いを、給料・年金等の振込口座からの引き落としにすることで、支払いの手間が一切からなくなり大変便利です。

下記の取扱い金融機関窓口にて、通帳届出印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いします。

- ・取扱い金融機関：北海道信用金庫（本店・各支店）、北洋銀行（本店・道内の各支店）
余市町農業協同組合、余市郡漁業協同組合、ゆうちょ銀行

水道料金の納期内納付をお願いします！

問合せ 水道課 業務係 ☎21-2130

町ホームページ



空き家所有者の皆様へ



○空き家の適切な管理について

近年、台風等の強風により空き家からの屋根材や外壁材等が近隣へ飛散する事案が町内でも発生しています。これにより、万が一、近隣の住宅や通行人等に損害を与えた場合は、空き家の所有者が責任を問われることとなります。

空き家を所有されている方は、台風シーズンを前に今一度空き家の点検を行い、必要に応じて補修を行うなど適正管理に努めるようお願いします。

○空き家の除却（とりこわし）について

町では、老朽化した空き家を除却する際の除却費用及びアスベスト調査費用の一部を補助する、「空家住宅除却費補助制度」を実施しています。

制度の内容等については、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

○空き家の売却等について

町では後志管内の市町村、建築・不動産の専門家団体及び後志総合振興局と連携して管内の空き家物件情報を登録・掲載する「しりべし空き家BANK（バンク）」を共同で運営しています。

空き家の売却や借家としての活用を考え登録を希望される方は、問合せいただくか、「しりべし空き家BANK」で検索し、「しりべし空き家BANK」のホームページをご覧ください。

問合せ まちづくり計画課 空家対策担当 ☎21-2124